



レスポンシブル・ケア委員会

レスポンシブル・ケア委員会 RCロゴマーク使用基準

(目的)

第1条 本基準は、世界共通のレスポンシブル・ケア ロゴマーク（以下「RCロゴマーク」という。）の日本における商標権者である一般社団法人 日本化学工業協会（以下 日化協という。）並びに当該商標権の被許諾者であるレスポンシブル・ケア委員会（以下 RC委員会という。）及びその会員（以下 RC委員会会員という。）が、自ら実施するレスポンシブル・ケア活動の推進にあたり、「RCロゴマーク」を使用する場合の使用方法、使用上の制限等、商標権の管理上必要とする事項を定めるものとする。

(「RCロゴマーク」の使用方法)

第2条 日本語の「RCロゴマーク」の使用形態は、別紙1の①の通り、シンボルマーク部と「レスポンシブル・ケア」および「安全とサステナビリティの推進」のロゴ部を組み合わせるものとする。別紙1の②の通り、同じ構成でシンボルマーク部の横にロゴ部を表示することもできる。また別紙1の③の通りロゴ部を使用せずシンボルマーク部のみを使用することもできる。商標登録完了後は、登録商標を示す®の表示を行う。

2 「RCロゴマーク」の色は、シンボルマークの手とロゴの「安全とサステナビリティの推進」を青色、シンボルマーク中の分子およびロゴ部の「レスポンシブル・ケア」を緑色とするを原則とする。®マークはロゴ部と組み合わせる場合は「レスポンシブル・ケア」の横に同色で表示し、シンボルマークのみを使用する場合はシンボルマークの手の横に同色で表示する。

青色の使用インクによる色彩表示は、DIC株式会社のDICカラーガイド情報のDIC-182又は4色網点%でC:99、M:43、Y:0、K:0とその近似色とする。緑色の使用インクによる色彩表示は、DIC株式会社のDICカラーガイド情報のDIC-2558又は4色網点%でC:80、M:20、Y:70、K:0とその近似色とする。但し、上記原則の他に、白黒及びグレースケールの使用も認める。また、白黒反転させた裏ロゴマーク（ネガタイプ）の使用も認める。

3 英語の「RCロゴマーク」の使用形態は、別紙2に規定する。シンボルマークおよびロゴ部の色は、別紙2に示す緑色と青色またはそれらの近似色とする。

4 「RCロゴマーク」を縮小、又は、拡大して使用する場合は、縮小、又は、拡大後のそれぞれの部分を縦横同一比にしなければならない。

5 「RCロゴマーク」の使用に際し、他の文字又は図形を併記する場合は、これらの文字又は図形と「RCロゴマーク」とが結合して一体の商標と認識されることのないように留意しなければならない。

(使用できる者)

第3条 日化協並びにRC委員会、及びRC委員会会員とする。

(使用上の制限等)

第4条 「RCロゴマーク」は、レスポンシブル・ケア活動を団体又は企業として実施していることを内外に対して広報することを目的として作成されたことを常に念頭において使用するも



のとし、「RCロゴマーク」が、特定の製品又は製品群の品質、効能等を表示しているものと誤解を与えるような対象物に使用してはならない。

2 前項の原則にのっとり、原則として使用できる対象物は次の通りとする。但し、「RCロゴマーク」が誤解を与えるような形態、方法にて使用してはならない。

- (1) 「環境・安全」に関する文書、ポスター、プレート等
- (2) 会社案内、事業案内、工場案内、社内報、社外報等の情報資料
- (3) レターヘッド、封筒、名刺
- (4) 会社として提供する記念品、贈答品、宣伝用品
- (5) 事務用品、文房具、ブリーフケース
- (6) 官庁に提出する報告書
- (7) 自社所有または長期専用使用契約で借用している製品輸送設備（車両や船舶等）、および製品貯槽・倉庫や建屋等（ロゴマークは必要に応じて洗浄され、はっきりと見えるように管理されねばならない。また、これらの売却や専用使用契約が解除された時、あるいはRC会員の資格を失った時は、30日以内にロゴマークを削除しなければならない。）
- (8) GPS/JIPS安全性要約書 但し、以下の条項を安全性要約書に明記しなければならない。
 - ① RC委員会は、安全性要約書の内容に責任を有しないこと、および内容の正確性を保証するものではないこと。
 - ② 安全性要約書に記載された化学物質の情報は、同要約書公開している企業（あるいは企業グループ）によって独自に評価された結果に基づいており、内容については各企業（あるいは企業グループ）が責任を有すること。
- (9) 広告塔、看板（但し下記3-(1)を使用目的とするもの 及び 3-(1)の使用目的を兼ねるものを除く。）

3 前第1項の原則にのっとり、使用できない対象物は次の通りとする。

- (1) 特定の製品についての宣伝、市場開拓、物流段階における一切の情報資料
- (2) 製品情報、例えば製品カタログ、製品仕様書、安全データシート（SDS）、イエローカード等
- (3) 製品の包装、容器
- (4) 会社でなく製品を連想させるような貯蔵、輸送設備

（使用基準の遵守と使用報告）

第5条 RC委員会会員は、「RCロゴマーク」使用基準を遵守すると共に、RC委員会の要請に応じ、速やかにその使用状況を報告するものとする。

（使用上の疑義の扱い）

第6条 RC委員会会員は、「RCロゴマーク」の使用にあたり、表示方法、使用範囲等について、疑義がある場合は、事前にRC委員会に照会するものとし、RC委員会はこれに対し、適切に回答するものとする。



(違反に対する処置)

第7条 RC委員会会員がこの基準に違反した場合、又はその恐れがある場合は、RC委員会は当該RC委員会会員に対して是正を勧告する。

2 当該RC委員会会員が前項のRC委員会の勧告に従わない場合は、RC委員会は使用停止の通知を行うことができる。

附則

この基準は、2026年4月1日から実施する。現在使用されている「RCロゴマーク」は、2027年3月31日まで、改訂前の基準の通り使用することができる。

2010年5月27日改訂

2012年10月4日改訂

2026年4月1日改訂